

佐世保工業高等専門学校学業成績の評価及び課程修了の認定等に関する規則

(平成16年4月1日制定)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）における試験，単位の修得及び学業成績の評価並びに課程修了及び卒業の認定等については，この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において，「授業科目」とは，佐世保工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）に定めるもののうち，第25条及び第25条の2の規定により履修したものとしてみなされた授業科目以外のものをいう。

第2章 履修及び単位修得

(履修)

第3条 各授業科目について，実授業単位時間数の3分の2以上出席したときは，当該授業科目を履修したものとする。

(単位の修得及び認定等)

第4条 校長は，履修した授業科目について，第14条第1項に規定する学業成績の評価の結果，学業成績が60点以上，成績の評語がC以上の評価又は修了の判定を受けているときは，当該授業科目の単位を修得したものと認定する。

2 校長は，前項の認定をしようとするときは，運営会議に諮問し，その決定を尊重して，これを行うものとする。

(他の高等専門学校における授業科目の履修及び認定等)

第5条 学則第25条の規定に基づく単位の修得の認定は，別に定める規定により校長がこれを行うものとする。

(高等専門学校以外の教育施設等における学修及び認定等)

第6条 学則第25条の2に基づく単位の修得の認定は，別に定める規定により校長がこれを行うものとする。

(他の教育施設等で修得した単位の取り扱い)

第7条 前2条で認定された単位は，次のとおり取り扱う。

- 一 単位認定科目及び技能審査の認定単位は，課程修了及び卒業の認定単位として充当することはできない。
- 二 単位振り替え認定科目として認められた単位は，申請のあった当該年度の履修科目として取り扱うものとし，課程修了及び卒業の認定単位として充当することができる。

第3章 試験

(定期試験及び中間試験)

第8条 定期試験は各学期末に当該学期において開講した授業科目について、原則実施し、中間試験は各学期の中間に必要な授業科目について実施する。ただし、平素の成績で評価できる授業科目（卒業研究、実験、実習、実技及び演習等）については、試験を実施しないことがある。

（追試験）

第9条 次の各号に掲げる理由により定期試験又は中間試験を受けることができなかつた者については、原則として追試験を実施する。

- 一 病気（医師の証明書等がある場合に限る。）
- 二 忌引（佐世保工業高等専門学校学生準則第14条に該当する場合に限る。）及び当該忌引に必要な旅行
- 三 特別欠席（第18条第3項に該当する場合に限る。）及び当該特別欠席に必要な旅行
- 四 出席停止（学則第30条に該当する場合に限る。）
- 五 その他やむを得ない理由があると校長が認めたとき。

2 各学期中間及び前学期末におけるそれぞれの学業成績の評価の結果、60点未満の授業科目がある者については、原則として追試験（以下「成績不振者追試験」という。）を実施する。なお、第4学年及び第5学年については、学年末も原則として成績不振者追試験を実施する。

3 追試験の成績評価は100点法により行い、その最高点は次のとおりとする。

- 一 第1項第1号の場合は80点
- 二 第1項第2号から第5号の場合は100点
- 三 第2項の場合は60点

（再試験）

第10条 学年末における学業成績の評価の結果、次の各号のすべてに該当する場合には、運営会議の議を経て、再試験を実施する。

- 一 単位の修得を認定されなかつた授業科目が3科目以下であること。
- 二 学業成績の評価の結果、当該学年における学業成績の平均点が60点以上であること。
- 三 実験、実習（工場実習を除く。）及び卒業研究の単位を修得していること。
- 四 出席日数が年間の出席すべき日数の3分の2以上であり、かつ、各授業科目の出席した単位時間数が出席すべき単位時間数の3分の2以上であること。

2 再試験は当該年度の指定された日までに実施する。

（追認定試験）

第11条 第21条に基づき仮進級した者の、下位の学年の全ての未修得授業科目については、毎年、追認定試験を実施する。

- 一 追認定試験は60点以上を合格とする。なお、合格した授業科目の学業成績は60点とし、当該授業科目を修得したものとする。
- 二 仮進級により進級した第3学年の者が、学年末において未修得単位の全てを修得していない場合は、第4学年への進級は認定できない。

（不正行為の取扱い）

第12条 試験において不正行為を行った者については、不正行為を行った時間以降の受験を認めない。また、当該試験期間中におけるすべての試験成績は0点とする。

第13条 試験以外の成績評価（課題レポート等）において不正を行った者については、当該授業

科目の最終成績を0点とする。

第4章 学業成績の評価

(学業成績の評価)

第14条 各授業科目の学業成績は、シラバスに記載されている評価方法・評価基準により評価する。

2 前項の規定にかかわらず、定期試験又は中間試験を欠席した者が、やむを得ない特別の事由により追試験を受けることができなかった場合は、当該期間における平素の成績及び出席状況等を考慮して学業成績を評価することができる。

3 各授業科目の学業成績は100点法により、卒業研究は第15条第1項に規定する評語により評価する。この場合において、再試験の結果により評価された当該科目の学習成績については、60点とする。

4 前項の規定にかかわらず、工場実習については、本科工場実習成績評価法により評価することとし、特別活動については、修了又は未修了により判定する。

(成績の評語)

第15条 学業成績の評語及び評定は、次のとおりとする。

学業成績	100～80	79～70	69～60	59～40	39～0
評語	A	B	C	D	E
評定	5	4	3	2	1

2 学習指導要録への記載は、次のとおりとする。

一 各授業科目の学業成績については、評語を記載する。

二 特別活動については、「修了」又は「未修了」と記載する。

三 第5条又は第6条の規定により修得した単位については、「認定」と記載する。

(通知表)

第16条 各授業科目の学業成績は、各学期中間及び前学期末においては評価できる授業科目について、学年末においてはすべての授業科目について、通知表により保護者に通知する。

第5章 欠課、欠席、休学等

(欠課)

第17条 授業に出席しなかったときは、2単位時間ごとに欠課2時間とする。

2 遅刻と早退の和が3回に達したときは、欠課2時間とみなす。

3 特別活動についても前二項を適用する。

(出席停止等の取扱い)

第18条 出席停止、忌引及び特別欠席は、出席すべき日数には含めない。

2 忌引及び特別欠席には必要な旅行日数を含めることができる。

3 就職、校外実習その他教育活動上必要と認められる場合の特別欠席の取り扱いに関しては、別に定める。

(休学の許可)

第19条 学則第28条に規定する休学の許可は、次の各号の一に該当するときに与える。

- 一 病気
- 二 経済的理由その他家庭の事情
- 三 その他学生の本分に反しない理由により長期にわたり修学することが困難であると校長が認めるとき。

第6章 課程修了及び卒業の認定

(課程修了の認定)

第20条 校長は、次の各号に掲げるすべての条件に該当するときは、当該学年の課程修了を認定する。

- 一 当該学年の修得すべき全ての授業科目を履修していること。
 - 二 第1学年から第3学年までにあつては、特別活動を修了していること。
 - 三 当該学年において履修した実験、実習（工場実習を除く。）及び卒業研究の単位を修得していること。
 - 四 当該学年で修得した単位の合計が学則別表第1及び別表第2に規定する当該学年における修得単位数計以上であること。
- 2 校長は、前項の認定をしようとするときは、運営会議に諮問するものとする。
- 3 校長は、再試験の学業成績の評価の結果、第1項に掲げるすべての条件に該当するときは、教務委員会に諮問のうえ、当該学年の課程修了を認定する。

(仮進級の認定)

第21条 第1学年から第2学年において、前条第1項に掲げる条件を満たしていない者について、再試験を受験した全ての授業科目の学業成績の評価の結果が40点以上である場合、校長は教務委員会に諮問のうえ、進級（以下「仮進級」という。）を認定することができる。

(仮進級認定者の進級認定)

第22条 仮進級を認められた者が、未修得授業科目全ての追認定試験に合格した場合、校長は仮進級を解除し、進級を認定する。

(卒業の認定)

第23条 校長は、次の各号すべてに該当するときは、卒業を認定する。

- 一 学則第24条に規定する授業科目の修得単位が、一般科目にあつては81単位以上、専門科目については86単位以上であること。ただし、電気電子工学科の専門科目については、87単位以上であること。
- 二 各学年で修得した単位の合計が167単位以上であること。ただし、電気電子工学科については、168単位以上であること。

第7章 雑則

(留年)

第24条 原学年に留められた者は、原則として、当該学年における課程修了に必要な授業科目を再履修し、かつ、当該授業科目の単位を再度修得しなければならない。ただし、学年成績で90点以上の授業科目（実験、実習科目を除く。）については、再履修を免除する。

- 2 前項の場合において、当該学年で履修したものとして取扱う授業科目及び学業成績は再履修により履修した授業科目及び学業成績、並びに再履修を免除された授業科目及びその学業成績とする。

(在学年数の制限)

第25条 本校に在学することができる年数は、10年（休学による留年を含む。）とする。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 佐世保工業高等専門学校学業成績の評価及び課程修了の認定等に関する規程（平成16年3月27日制定）は、廃止する。
- 3 平成16年3月31日現在本校に在学している者（以下この頁において「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、旧佐世保工業高等専門学校学業成績の評価及び課程修了の認定等に関する規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則

この規則は、平成20年11月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年12月14日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月3日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この規則の適用日の前日において、在学する学生は、改正後の第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月4日から施行し、令和4年10月1日から適用する。